

高知工業高等専門学校情報処理センター規則

制 定 平成19年3月30日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第3条第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校情報処理センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教育、研究及び事務に係る情報化及びその基盤となる設備等の整備及び提供を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 情報処理システムの研究開発及び管理保全に関すること。
- (2) 教育用計算機システムの利用に関すること。
- (3) 学内LANの利用に関すること。
- (4) 学生に対する情報処理教育に関すること。
- (5) 他高専等とのコンピュータの相互利用に関すること。
- (6) その他情報処理に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる教職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員
- (4) その他必要と認めたる者 若干名
(センター長及び副センター長)

第5条 センター長及び副センター長は、本校専任教員の中から校長が命ずる。

- 2 センター長及び副センター長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 センター長及び副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長は、センターの業務を統括し、その施設及び設備の管理運営に携わる。
- 5 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務に従事する。

(センター員)

第6条 センター員は、本校の教育研究支援センターの中からセンター長の推薦に基づき校長が命ずる。

- 2 センター員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 センター員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

(運営委員会)

第7条 センターに、その運営に関する重要事項を審議するため運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 高知工業高等専門学校情報化推進室規則（平成10年3月5日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。